

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業（概要）

令和7年10月から、個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資する制度を創設する。

名称	リ・スキリング等教育訓練支援融資事業
事業の位置付	求職者支援制度に基づく事業として実施する。本事業の債務保証及び債務免除に要する費用負担を行う。 ※雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
実施主体	労働金庫法に規定する労働金庫
融資対象者	- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者 - 融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が66歳未満で、最終返済時の年齢が76歳未満である者
融資内容	- 以下を対象に最大2年間分とする。ただし、年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分とする。 ✓ 教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）の貸付上限：年間120万円 ✓ 生活費の貸付上限：年間120万円（10万円×12ヶ月） - 貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む） - 担保・保証人：不要 - 返済期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内 - 返済方法：元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）
融資対象教育訓練	- 次の教育訓練を対象とする。（1ヶ月未満の教育訓練は対象外） ✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 ✓ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等
インセンティブ措置	- 求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続に繋がり、訓練開始前の貸金と訓練修了後の貸金を比較して以下の要件に該当したときは、それに応じて残債務の一部を免除する。 ✓ 貸金が5%上昇したとき：残債務の30%（上限額は100万円） ✓ 貸金が10%上昇したとき：残債務の50%（上限額は150万円） - 貸付時点において、融資対象者本人の年収が500万円以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とする。